

一般社団法人日本臨床発達心理士会 全国大会運営委員会規程

(総則)

第1条 全国大会運営委員会（以下、本委員会）の設置は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、本会）定款第42条の委員会の設置が定めるところに依拠する。

(目的)

第2条 本委員会は、本会全国大会の円滑な運営を行い、会員の相互交流及び研修の機会を提供し、職能を高めることを目的とする。

(委員)

第3条 本委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員長は、常務理事のうち1名を理事長が任命する。副委員長は、理事長が任命する。

3 本委員会には、原則として次の委員を置く。

一 常任委員

前項に規定する委員長及び副委員長。研修委員会・職能職域委員会・臨床発達心理実践研究編集委員会・広報委員会より、それぞれの委員長が指名する委員各1名。SV有資格者のうちから全国大会運営委員長の指名によって1名。

二 輪番委員

前年度、当該年度、次年度全国大会担当支部の準備委員会事務局長または準備委員長（大会長）。

三 その他必要に応じて全国大会運営委員長が推薦し、理事会で承認された者。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事業)

第4条 本委員会は、全国大会担当支部と協力し、第2条の目的を達成するために以下の事業を行う。

一 全国大会の長期的開催計画の作成

二 全国大会参加の受付、論文集の発行

三 全国大会の諸講演等、実践セミナーおよび実践研究発表の企画、運営、査読者・座長の決定

四 全国大会担当支部の支援

五 全国大会財政検討・会計

六 委託事業の検討、委託業者への指示、業務調整

七 その他第2条の目的を達成するために必要とみとめる事業

(改廃)

第5条 本規程の改正は理事会の承認を得るものとする。

2 この規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は本委員会において定める。

附 則

本規程は、2023年6月25日より施行する。